

2019年度 法科大学院

第1期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 当事者の確定の基準についての学説に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 特定の者の意思を基準として当事者を確定すべきであるとする意思説に対しては、特定の者として原告の意思によると考えるのであれば、不告不理の原則に反するとの批判がある。
2. 訴訟手続上当事者らしく行動した者又は当事者として実際に取り扱われた者が当事者であるとする行動説に対しては、具体的にどのような行動に着目して当事者らしく行動したと評価するかが明確でないとの批判がある。
3. 訴状の当事者欄の記載のみならず、請求の趣旨、原因その他の記載事項を含めて訴状の全体から総合的に当事者を確定すべきであるとする実質的意思説に対しては、訴訟に全く関与する機会を与えられなかった者を訴状の記載のみから当事者にするのは妥当でないとの批判がある。
4. これから手続を進めていく段階（行為規範）では表示説によって検討し、手続終了後判決効を受ける段階（評価段階）では正当な当事者として手続関与の機会を保障された者とする規範分類説に対しては、どの段階から評価規範によるべきかが一義的でないとの批判がある。

問2 訴えの利益に関するつぎの記述のうち、判例の趣旨に照らし、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 売買契約に基づく代替物の引渡請求権の執行不能に備えて、履行遅滞に基づく填補賠償の請求を申し立てても、将来の給付の利益は認められない。
2. 既に給付訴訟において勝訴の確定判決がある場合でも、時効中断のために起訴以外に適当な方法がないときは、再訴の訴えの利益が認められる。
3. 父母の両者又は子のいずれか一方が死亡した後、生存する一方が検察官を被告として、死亡した一方との間の親子関係存否の確認を求める訴えには、確認の利益が認められる。
4. 現に存する法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のため適切かつ必要と認められる場合には、学校法人の理事会又は評議員会の決議が無効であることの確認を求めることができる。

問3 裁判所の訴訟行為に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを選びなさい。

1. 裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、職権でこれを管轄裁判所に移送することができる。
2. 当事者双方が受継を申立てないときは、裁判所は、中断事由の解消のため、職権で訴訟手続の続行を命じることができる。
3. 裁判所は、職権で文書提出命令を発することができる。
4. 裁判所は、財産権上の請求に関する判決について、必要があると認めるときは、職権で仮執行宣言をすることができる。

問4 訴訟上の相殺の抗弁に関するつぎの記述のうち、判例の趣旨に照らし、もっとも適切でないものを選びなさい。

1. 別訴において訴訟物となっている債権を自働債権として、相殺の抗弁を主張することはできない。
2. 本訴において訴訟物となっている債権の全部又は一部が時効により消滅したと判断されることを条件として、反訴において、当該債権のうち時効により消滅した部分を自働債権として相殺の抗弁を主張することができる。
3. 一つの債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えを提起している場合において、当該債権の残部を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは、債権の分割行使をすることが訴訟上の権利の濫用に当たるなど特段の事情の存しない限り、許される。
4. 特定の金銭債権の一部を請求する訴訟において相殺の抗弁に理由がある場合には、当該訴訟において請求されている部分から自働債権の額を差し引いて認容額を決定すべきである。

問5 訴状審査に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを選びなさい。

1. 訴状の審査は、受訴裁判所が行う。
2. 訴状審査の結果として訴状に不備があることが判明した場合の補正命令は、裁判所書記官が行う。
3. 訴え提起に当たり所定の手数料の納付がない場合の補正命令は、裁判所書記官が行う。
4. 訴状審査の結果として当事者適格を有しない者を被告とする訴えであることが判明した場合、訴状を却下することはできない。

問6 弁論主義の準則に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、争いのある事実を証拠によって認定するに当たっては、当事者が申し出た証拠方法によらなければならない。
2. 裁判所は、当事者の主張しない事実を判決の基礎としてはならない。
3. 裁判所は、当事者が指定した申立ての範囲を超えて判決をすることはできない。
4. 裁判所は、当事者間に争いのない事実をそのまま判決の基礎としなければならない。

問7 証明度に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証明度とは、一定の事実が証明されたと裁判所が判断すべき心証の程度である。
2. 判例は、証明度について、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる高度の蓋然性が示されたことであると判断している。
3. 証明度については、自然科学的証明ではなく歴史的証明であると説明されることがある。
4. 判例の採用する証明度は、刑事訴訟における証明度とは内容を異にするものであり、司法の統一性を害するとの批判がある。

問8 訴えの取下げに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えの取下げは、原告の意思によって単独で行うことができるが、被告が本案について準備書面を提出した後は、被告の同意を得なければ、その効力を生じない。
2. 訴えが提起された以上、訴訟の途中で原告が訴えの取下げをしない限り、裁判所は必ず判決を言い渡さなければならない。
3. 訴えの取り下げは、終局判決が言い渡された後もすることができる。
4. 訴えが取り下げられると、訴訟係属は遡及的に消滅する。

問9 既判力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 売買を請求原因とする所有権確認の認容判決が確定した場合、その訴訟の最終口頭弁論終結後に売主が詐欺を理由とする取消権を行使したときは、売主は、後訴において買主の所有権の取得を争うことができる。
2. 請負を請求原因とする報酬請求訴訟の認容判決が確定した場合、その訴訟の最終口頭弁論終結後に、注文者が同終結前から有していた貸金債権で報酬債権を相殺する旨の意思表示をしたときは、注文者は、後訴において請負人の報酬債権の存在を争うことができる。
3. 土地賃貸借の終了を請求原因とする建物収去土地明渡請求訴訟の認容判決が確定した場合、その訴訟の最終口頭弁論終結後に賃借人が建物買取請求権を行使したとしても、賃借人は、後訴において、建物収去義務が消滅したことを主張することができない。
4. いわゆる白地手形に基づく手形金請求訴訟において、白地部分が補充されず、請求棄却判決が確定した場合、その訴訟の最終口頭弁論終結後に手形所持人が白地部分を補充したときは、手形所持人は、後訴において振出人に対し手形上の権利の存在を主張することができる。

問10 通常共同訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 通常共同訴訟については、共同訴訟人独立の原則が適用され、主張共通の原則も証拠共通の原則も働かないと理解されている。
2. 通常共同訴訟は、必要的共同訴訟と異なり合一確定の必要がなくとも認められており、通常共同訴訟の提起が許される場合についての制限はない。
3. 通常共同訴訟が提起されても、裁判所はいつでも弁論を分離することができる。ただし、民事訴訟法上、弁論の分離が禁止される場合もある。
4. 通常共同訴訟で言い渡された判決に対して、その一人が上訴した場合でも共同訴訟人全員について移審の効果が生じる。

[刑事訴訟法]

問1 最近の刑事訴訟法改正（未施行のものも含む）に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 一定範囲での取調べの録音・録画制度が義務化された。
2. 司法取引的な性格を有する合意制度、刑事免責制度が導入された。
3. 証拠の一覧表の交付制度が創設され、公判前整理手続での証拠開示が拡充した。
4. 被疑者国選弁護制度が逮捕段階にも拡大された。

問2 犯罪の被害者に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被害者の証人尋問の際、付添いや遮への措置を採ることができる。
2. 被害者参加制度により、被害者は被告人に質問することができる場合がある。
3. 被害者の氏名等の情報は、公判廷において秘匿することは許されない。
4. 被害者は刑事記録の閲覧謄写が許される場合がある。

問3 捜査機関にするつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 司法警察職員は、検察官の指示・指揮に従う義務がある。
2. 警察も検察も、それぞれ自己の判断で犯罪を捜査することができる。
3. 一定範囲の軽微な事件については、警察が公訴を提起する。
4. 検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

問4 逮捕勾留に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 現行犯逮捕と緊急逮捕は私人でもすることができる。
2. 逮捕状の請求を受けた裁判官は、逮捕の理由があれば、明らかに逮捕の必要がない場合を除き、逮捕状を発付しなければならない。
3. 勾留は、やむを得ない事由がある場合には延長される場合がある。
4. 被疑者勾留においては逮捕前置主義が採られている。

問5 捜索・差押え・検証に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 捜査機関が遺留品や任意提出物の占有を取得することを領置という。
2. 捜索差押許可状に差し押さえるべき物は記載しなければならないが、犯罪事実は記載されない。
3. 逮捕の際には、令状によらない捜索・差押え・検証が許される場合がある。
4. 判例は、GPS捜査は検証許可状の発付を受けて行うべきとしている。

問6 被疑者の防御に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者は黙秘権を有しており、捜査機関は取調べの前にこれを告げなければならない。
2. 被疑者の弁護人は、被疑者が勾留された場合に、準抗告などの手段で不服申立てをすることができる。
3. 被疑者の弁護人は、立会人なくして接見することができるが、書類や物の授受は行うことができない。
4. 被疑者の弁護人は、裁判所に証拠保全として、捜索や検証などを請求することができる。

問7 公訴提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 起訴状を提出する際には、公訴事実を基礎付ける証拠を添付することが必要である。
2. 少年事件については、家庭裁判所への全件送致主義が採られている。
3. 付審判請求手続や検察審査会制度は、検察官の不起訴に対する不服申立ての制度である。
4. 公訴権濫用論は、検察官の起訴に対し、訴訟を打ち切るべきとする理論である。

問8 公判手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判員裁判対象事件については、必ず公判前整理手続を経なければならない。
2. 公訴提起後は、被告人が保釈されることがある。
3. 訴因の変更は、公訴事実の同一性を害してはならない。
4. 裁判員裁判の現行の実務は、従来と比べて、人証よりも書証を多用することが特徴的である。

問9 証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証拠の証明力は裁判官の自由な判断に委ねるとされており、これを自由心証主義という。
2. 補強法則とは、自白の証拠能力についての制約である。
3. 証拠による証明には、厳格な証明、自由な証明及び疎明の3種類があるとされている。
4. 公知の事実や裁判上顕著な事実については、証明の必要がない。

問10 伝聞法則に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例は、写真などの機械的記録についても伝聞法則の適用があるとしている。
2. 判例は、供述と要証事実との関係により、伝聞法則が適用されない非伝聞の場合があるとされている。
3. 判例は、実況見分調書が、検証調書に準じて伝聞法則の例外として認められる場合があるとされている。
4. 判例は、私人が作成した燃焼実験報告書が、鑑定書に準じて伝聞法則の例外として認められる場合があるとされている。